

トンネル換気シミュレーションサービス約款

(単件支払い会員用)

第1条 目的

この約款は株式会社 FITUT 研究所 (以下、当社と呼ぶ) がインターネット経由で提供する、道路トンネルの換気シミュレーションサービス (以下、本サービスと呼ぶ) を利用する会員のうち、実行したシミュレーション一件毎に課金される、単件支払い会員に関する諸事項を定めるものです。

第2条 会員登録

1. 本サービスを利用される方は、まず会員登録を行っていただきます。インターネット経由で会員申込みをしていただきますと、いただいた情報を当社で確認した後、e-mail にて「初期 ID」と「初期パスワード」およびその有効期間を記載した、申込み受理の通知を行い、会員登録が完了します。この「初期 ID」と「初期パスワード」を使用して、直ちに本サービスを無償で利用できるようになります。この無償ご利用期間は、上記有効期間に限ります。
2. 前項の手続きに費用負担は発生しません。またこの期間に無料をご利用いただいたことを理由に、会員資格の継続を強要されることはありません。ただし同一の会員が、複数回に亘って上記の無償ご利用のサービスを受けることはできません。
3. 会員登録後、登録された情報に変更があった場合には、遅滞なくインターネット経由等で変更を申請して頂きます。変更情報を当社で確認した後、e-mail で変更確認の通知を行います。
4. 会員が第三者に会員たる権利を譲渡することはできません。
5. 第1項の無償ご利用期間終了後は、第3条の契約にもとづいてご利用いただくこととなります。なお、無償ご利用期間終了後3ヶ月間、当社にたいしてまったく連絡その他がなかった場合には、会員資格は自動的に消滅します。ご利用のためには、再度会員資格の申し込み手続きを行っていただきます。2度目以降の会員申し込み時には、無償ご利用期間はありません。

第3条 本サービスの利用

1. 会員が第2条に述べた無償ご利用期間の後、引き続いて本サービスを使用される場合には、e-mail にてお知らせください。その内容を当社で確認後、それまでご利用の ID とパスワードを引き続きお使いいただけるよう処理するとともに、別途当社との間にご利用上の契約書を取り交わしていただきます。
2. 前項の契約書には、想定されるご利用回数にもとづく契約金額を明記いただきま

す。当該会員は、その契約金額に達するまで本サービスを利用できます。ただし契約金額の全額消費を当該会員に義務付けるものではありません。

3. 第1項の契約書にもとづく本サービスご利用分については、毎月末にご利用実績に基づいて請求書を当社から当該会員宛に郵送させていただきます。会員は、翌月末までに、請求された金額を当社の指定口座に振り込んでいただきます。
4. 当該会員が前記3項を履行しないときには、当社は、当該会員への本サービスの提供を通告なしにただちに停止し、支払いが確認されるまで再開しません。

第4条 会員の遵守事項

会員または関係する第三者が次の各号を行うことは、禁止されております。会員はこれらの規則の遵守を求められるものとします。

- (1) 当社に対して虚偽の申告、届出を行なう行為
- (2) 本サービスの運営を妨げる行為、またはその恐れのある行為
- (3) 当社が契約者に貸与したIDもしくはパスワードを不正に使用する行為、またはその恐れのある行為
- (4) 本サービスを通じて、もしくは本サービスに関連して、コンピュータウィルス等有害なプログラムを使用する、または提供する行為、或いはその恐れのある行為
- (5) 法律、法令もしくは条例に違反する行為、またはその恐れのある行為
- (6) 前各号に定める行為を助長もしくは促進する行為、またはその恐れのある行為

第5条 脱会および会員資格の拒絶

1. 会員が脱会を希望される場合には、インターネット経由等で脱会を申請して頂きます。当社にて利用料金の精算と脱会手続の完了後、e-mailで手続き完了の通知を行います。
2. 会員が次の各号に該当した場合、当社の一方向的な判断のみで会員資格を拒絶する場合があります。拒絶手続きが完了した時点で、本サービスの提供は自動的に停止されますが、停止以前に利用された本サービスの対価はお支払いいただきます。
 - (1) 会員が会員情報に虚偽の事実を申請していた場合
 - (2) 会員が本サービスの利用にあたり、契約上の義務を怠る恐れがあることが明らかである場合
 - (3) その他、当社が会員として適当でないと判断した場合

第6条 サービスの一時停止

当社は、健全なサービスを維持するために必要と判断した場合に、会員への通知のみで本サービスを一時的に停止することがあります。

第7条 当社の責任範囲

当社は、本サービスを有償で提供する場合、下記の範囲で責任を負います。

- (1) 当社の責任は、会員が本サービス利用の検収後1ヶ月以内に、シミュレーション結果の異常を発見し、かつそれがシミュレーションソフトウェアの欠陥に起因する場合に限り発生します。
- (2) 前号の場合、当社は直ちにソフトウェアの欠陥修正をおこない、欠陥修正後のソフトウェアによる該当シミュレーション再実行の費用を、無償とします。
- (3) この場合、会員が蒙った前号以外の損害については、当社の責任範囲外とさせていただきます。

第8条 当社の免責事項

次の各号に起因する会員および第三者の損害や紛争に対して、当社は一切の責任を負わないものとします。

- (1) シミュレーションの結果に基づいて、会員および第三者が独自に評価し、実施した行為
- (2) 会員および第三者が、第7条3号によって当社の責任範囲外である領域を、訴える行為
- (3) 本サービスを提供する、ネットワークシステムの障害から発生するサービスの中断、誤作動等
- (4) パラメータ設定ミス等、会員の誤操作
- (5) 第5条の会員の遵守事項に違反した利用

第9条 約款の変更

当社は、この約款の内容を変更することがあります。約款を変更するときには、事前にその内容を会員に通知いたします。

第10条 サービスの継続

1. 当社は、都合により本サービスを取りやめることがあります。その場合には、取りやめ実行の3ヵ月前までに会員に通知するものとします。
2. 前項の本サービス取りやめとともに発生した損害に対して、当社は責任を負わないものとします。

第11条 個人情報の保護

当社は、会員情報の利用について本サービスの提供の目的のみに限定すると共に、会

員情報保護の為、不正アクセス、紛失、破壊、改竄及び漏洩等を防止する適切かつ合理的な措置を講じます。また当社は、会員の設定になるパラメータ等を必要に応じて確認し、問題ありと判断した場合には、連絡して対処を求めることがありますが、それによって当社が知り得た情報を、他の目的に利用したり、第三者に漏らしたりすることはありません。

第 12 条 管轄裁判所

会員と当社の間で本サービスの利用に関して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

附則：本約款は、平成 17 年 1 月 21 日より効力を発するものとします。